

(2) 連結実質赤字比率	－(赤字なし)
--------------	---------

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{公営企業会計の赤字（資金不足額）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位：千円)

区 分		収 支	
①	一般会計	414,758	} 歳入歳出差引額（繰越財源を除く） ＝実質収支額
② 公 営 企 業 会 計	国民健康保険特別会計	26,797	
	介護保険特別会計	31,026	
	後期高齢者医療特別会計	37	} 資金剰余（不足）額＝実質収支額
	簡易水道事業会計	18,123	
	下水道事業会計	4,299	
計		80,282	
合計（①＋②）		495,040	
標準財政規模		3,109,204	

黒字
15.92%

>

赤字
20.00%

【参考値】 早期健全化基準